

特定口座に係る上場株式等保管委託及び上場株式等信用取引等約款 新旧対照表

(下線部分改正)

現行	改正
1. ～9. (省 略) <u>(新 設)</u>	1. ～9. (現行どおり) <u>10. (残高フィーの取扱い)</u> <u>特定口座において、税務上、投信残高フィー(愛称：投信フレックスプラン)における残高フィーは、雑所得としての取扱いを前提として処理します。</u> <u>残高フィーは、特定口座における所得金額の計算において、残高フィーの算出期間と同年に特定口座において譲渡取引が行われた場合に限り、関係法令等に定める取得費等への算入を行います。ただし、取得費等への算入を行う残高フィーは、特定口座が開設されている期間を算出期間とする金額に限りです。</u>
<u>10. ～28.</u> (省 略)	<u>11. ～29.</u> (現行どおり)
附 則 この約款は、2020 年 <u>4</u> 月 <u>1</u> 日より適用されます。	附 則 この約款は、2020 年 <u>10</u> 月 <u>19</u> 日より適用されます。
以上	以上